仕事と介護の両立を支援する制度として、**介護休業**や**介護休暇**などがあります。

**介護休業**…要介護状態(※1)にある家族を介護する場合、会社に申し出れば、対象となる家族(※2)**１人につき３回**まで、**通算して93日**の「介護休業」を取ることができます。この間、給料は原則もらえませんが、雇用保険に入っている場合、要件を満たせば、**介護休業給付金**が支給されます。

**※1　要介護状態…**２週間以上の期間にわたり、常に介護を必要とする状態のこと

**※2　対象家族の範囲…**父母、配偶者、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母

●介護休業のイメージ図

ただし、契約社員やパートタイム労働者など、期間を定めて雇用される人については、

**「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から６か月を経過する日までに、雇用契約**(**※**)**が終わることが明らかでないこと」**の要件を満たさなければ介護休業をとることはできません。

※雇用契約の更新時期が含まれる場合には、更新されないことが明らかではないこと

１回目

２回目

３回目

働いている期間

休業

休業

休業

休業の合計日数が**93日**

**働きながら親の介護をしています。**

**介護のために仕事を休むことはできますか？**

**Q11**

 要介護状態にある家族を介護する場合、会社に申し出れば、対象となる家族が**１人であれば１年に５日**まで、**２人以上であれば10日**まで、「介護休暇」をとることができます。 介護休暇は、**1日または１時間単位**で取ることができます。この間、給料は原則もらえませんが、会社によっては就業規則等に給料の何割かを支給する、という定めがある場合があります。

給料が支給されるのかどうか会社に確認した上で、介護休暇か有休か、どちら

をとる方が自分にとって良いか、把握しておくことが大切です。

**介護休暇** ・・・

【action】

介護休業をとる要件を満たしており、介護休業をとりたい場合は、会社に申し出ましょう。会社は要件を満たした労働者の介護休業の申出を拒むことはできません。

介護休暇の制度内容などについても、就業規則や規程をもとに、会社によく確認しましょう。

最後の確認！

**□　介護が必要な状態（要介護状態）の家族がいる**

**□　介護休業、介護休暇などを取れる条件にあてはまる**